

県立長崎シーボルト大学附属図書館公開規程

第1条 この規程は、学則第1条の精神に基づき、大学を広く地域社会に開放し県民の教育文化の向上と専門的な調査研究に資するため、県立長崎シーボルト大学附属図書館利用規程（以下「図書館利用規程」という。）第3条に基づき、県立長崎シーボルト大学附属図書館（以下「図書館」という。）の所蔵する図書及びその他図書館資料（以下「図書等」という。）を一般公開するために、必要な事項を定めるものとする。

（利用者の資格）

第2条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

(1)18才以上で、図書館所蔵の図書等を利用し、学術に係る学習又は調査研究を目的とする利用者に限る。

(2)附属図書館長（以下「館長」という。）が認めたもの。

（公開日）

第3条 図書館は次の日を除き公開する。

(1)休館日（日曜日）

(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)開学記念日（6月18日）

(4)年末年始（12月29日から1月3日まで）

(5)大学の定期試験前と試験期間中

(6)館長が、特に必要と認めた日

（公開時間）

第4条 図書館の公開時間は、次のとおりとする。

(1)月曜日～金曜日 14：00～20：00

学生の長期休業期間中は 9：00～17：00

(2)土曜日 10：00～16：00

（利用申込）

第5条 図書館を利用する者は、「図書館利用カード及び閲覧者申込書」（以下「申込書」という。）を受付に提出しなければならない。再館の場合は、受付に図書館利用者カードを提示しなければならない。

（利用の許可）

第6条 館長は、前条の申込書に基づき適格と認めたときは、申込者に図書館利用者カードを交付する。

（利用期間）

第7条 図書館利用者カードの有効期限は、当該年度末までとする。

（閲覧場所）

第8条 利用者の図書等の閲覧は、1階及び2階の閲覧場所に限り利用できる。閲

覧席の利用は自由にできるが、館内が混雑する場合は、係員の指示に従わなければならない。

(貸出冊数及び期間)

第9条 本学の教育研究に支障のない限り、2週間、3冊以内の範囲で貸出しができる。

(調査参考業務)

第10条 電話、文書による図書等の調査参考業務は行わない。

(遵守事項)

第11条 図書館を利用するものは、図書館利用規程を守り、係員の指示に従わなければならない。

(準用規程)

第12条 この規程に定めるもののほか、貸出しができない図書の範囲、紛失図書の弁償等、その他必要な事項については図書館利用規程を準用する。

附 則

この規程は、平成12年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月6日から施行する。